

精神障がい者家族
相談ダイヤル

鳥取県精神障害者家族会
連合会は、精神障がい者家
族相談事業として「精神障
がい者家族相談ダイヤル」
を実施しています。

誰にも言えないつらい思
いや不安な気持ちなど、同
じ思いを知っている者同士
だから話せることもありま
す。一人で悩まず、お電話
ください。

精神障がい者家族相談ダイヤル

090-3880-3498

毎月第1・3木曜日
13:00~16:00
※1/1~1/3は除く



- ・相談料は無料です(通話料は別途かかります)。
- ・匿名での相談もお受けします。

問い合わせ先 鳥取県精神障害者家族会連合会 事務局 TEL 0857-21-3031

協会けんぽ鳥取支部
加入者の皆さまへ

令和4年3月分(4月納付分)から
協会けんぽ 保険料率変更

鳥取支部の健康保険料率・介護保険料率(全国一律)を、令和4年3月分から以下のとおり変更
します。皆さまのご理解をお願いします。

健康保険料率		
令和4年2月分(3月納付分)まで 9.97%	→	令和4年3月分(4月納付分)から 9.94%
介護保険料率		
令和4年2月分(3月納付分)まで 1.80%	→	令和4年3月分(4月納付分)から 1.64%

- ※40~64歳の方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ※3月1日以降に支給される賞与から、変更後の保険料率が適用されます。

問い合わせ先 協会けんぽ鳥取支部 企画総務グループ TEL 0857-25-0051

楽しく健康づくり
温泉プール利用料助成券の交付申請

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動用温泉プー
ルを備えた健康増進施設です。
伯耆町では、町民の自発的、積極的な健康づくりを支
援するために、温泉プールの利用料助成券を交付します。



対象者	助成枚数
町民 (医師による運動 制限を受けてい ない人)	「1ヵ月あたり4回分×申請月から翌年3月までの月数分」を 限度に助成 ※6月中旬から2月末まで施設改修のため休館予定です。このため、 開館する月数分の助成となります。

申請窓口	受付開始
福祉課、分庁総合窓口課	4月1日(金)

- 注意事項**
- ・利用助成券は温泉プールでのみ利用できます。
※温泉の利用には、別途入浴券が必要です。
 - ・本人以外は使用できません。
 - ・ご利用に際しては、施設の窓口で本人確認をします。
(運転免許証、保険証等の確認書類が必要です。)
 - ・保健事業(プール教室等)は対象外です。
 - ・町外へ転出した場合、利用助成券は町へ返却してください。
 - ・再発行はできません。

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL 0859-68-5534